

融資基本方針【クレジット・ポリシー】

平成 26 年 6 月 5 日

イオ信用組合

当組合は金融機関が有する社会的責任と公共的使命の重さを常に認識し、健全かつ適切な融資業務を通じて、中小・零細事業者、個人のための金融機関として、同胞社会・地域社会の発展に貢献し、信頼されるよう努めてまいります。

1. 融資の目的と対象

主として、中小・零細事業者、個人を対象に、同胞社会・地域社会の発展につながる融資を心がけるとともに、同胞社会・地域社会に密着した存在感のある金融機関を目指します。

2. コンプライアンスと社会的な信頼の確保

各種法令や組合内部規則等の遵守はもとより、社会的規範に則り誠実かつ健全な融資活動を行っていきます。

3. 健全な融資慣行と適正な収益の確保

融資審査に当たっては、営業推進部門と独立した審査管理部門により、融資先の経営状況や資金使途、回収の可能性等を総合的に判断するとともに、担保・保証について過度に依存しないよう、キャッシュフローに重点を置いた審査を行っていきます。

法人及び個人事業主向け融資を行う場合の連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とします。また、経営者保証に関しては、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成 25 年 12 月 5 日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

与信集中リスクを回避するため、大口グループ先への融資抑制と与信管理強化により、与信先の大口化防止を図って行きます。

資産の健全性の維持・向上を図り、リスクに見合った適正な収益の確保を行っていきます。

4. 資産の健全化

正確な自己査定による融資先の実態把握を行うことにより、適切な企業支援等を行い、資産の健全性の維持・向上を図って行きます。

5. ポートフォリオ管理

特定業種などに偏ることの無きよう、ポートフォリオ管理の徹底を行い、信用リスクの集中の回避・分散を行って行きます。

6. 説明責任

当組合は与信取引（融資契約およびこれに伴う担保・保証契約等）に際して、顧客の知識・経験及び財産の状況を踏まえ、適切な説明を行うこととしています。

7. 改廃

この方針の改廃は、理事会の決議による。

以上